

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの考える企業の使命は、企業活動の成果を、株主・ユーザー・取引先・従業員・地域社会・その他すべてのステークホルダーに対し適切に還元することにより、企業価値及び株主価値の増大を図ることです。

当社グループは、その実現のために最適と考える、公正で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の充実に努めることを基本方針としております。

また当社グループは、企業活動の大前提として、自らの社会的責任を十分に自覚し、適切な情報開示やコンプライアンスはもとより、信頼の高い製商品の提供、雇用や環境への配慮、企業市民として社会への貢献を積極的に果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

各原則のうち、下記項目は現時点で一部未実施・検討中ですが、以下のとおり取り組んでおります。

【補充原則2-5-1 経営陣から独立した窓口の設置】

当社は、コンプライアンス上の問題を早期に発見するため、社内規定で「社内通報制度」を定め、内部統制室に内部通報窓口を設けております。また、従業員等が通報したことを理由に、不利益が生じないように徹底する旨も社内規定に定めております。内部統制部門は、これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告しており、取締役会はその運用状況を監督しております。

なお、社内規定では、社内の通報窓口に加え、経営陣から独立した社外専門家による通報窓口を別途設置することができる旨を定めております。今後は、通報者に不利益が生じないことの実効性を高めるため、経営陣から独立した内部通報窓口の設置についても検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

当社は、中長期的な企業の成長を目指すためには、経営環境の変化に柔軟に対応することが重要であるとの考え方から、最高経営責任者等の後継者計画の策定と監督については取締役社長が責任を持ってあつており、現在のところ任意の指名委員会等を設置することは検討していません。

なお、更なる会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上という観点から、今後、最高経営責任者等の後継者の指名方法を見直す必要があると判断した場合には、現在の指名方法・手順等の改定について適宜適切に検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬・株式報酬の適切な割合設定】

当社における取締役の報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と毎期の業績を勘案した「期末賞与」で構成されております。その内、基本報酬については、役員個々の職務と責任に応じて役員報酬基準表をもとに算出しております。「期末賞与」については、会社の業績及び各役員の貢献度等が勘案され、取締役会の決議により決定しております。

また、中長期的な成長が経営陣のインセンティブに働くことを目的として、役員持株会制度を導入しております。

当社の取締役の報酬については、平成19年3月29日開催の第5期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額216百万円以内(ただし使用人給与分は含まない)と決議いただいております。当社は、これまで中長期的な業績に連動する報酬を採用してはおりませんが、今後は、当社にふさわしい役員報酬のあり方を検討してまいります。

なお、役員退職慰労金制度については、平成27年3月27日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、現在独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会は設置していません。取締役及び監査役候補者の指名及び執行役員への選任については、独立社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しております。

また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、役員報酬基準に則り決定されております。現在、任意の諮問委員会を設置することは検討してはおりませんが、指名・報酬等の重要な事項に関する検討にあつては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性の分析・評価及びその結果の開示は行ってはおりませんが、当社の取締役会は、十分な知識、経験、能力を有した独立社外取締役と独立社外監査役を含めて構成されており、取締役としての責任と期待される監督機能の観点より積極的な意見が出されていることから、その機能は果たされていると考えております。

以上により、現段階では取締役会の実効性は確保されていると判断しているため、直ちに各取締役の自己評価等を用いた分析・評価及びその結果の開示は予定してはおりませんが、今後、取締役会の実効性を一段と向上させるという観点から、分析・評価の方法等も含め、適切な対応を検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の経営戦略及び経営計画は、本報告書2ページ【原則3-1 情報開示の充実】(1)に記載のとおりです。

また、当社では中期的な経営の目指す姿を定性及び定量的に定めており、変化の激しい経営環境の見通しを踏まえて、定期的に見直し、単年度の計画や事業方針に反映しております。

現在、当社では中期的な経営の目指す姿の定量目標を開示してはおりませんが、これは、当社は海外における売上の割合が高いことから為替の影響を受けやすく、将来の変動要素が大きい経営環境下において、ある時点での目標値を開示することが無用な期待値の醸成や、株主にとって誤った投資判断を招くおそれがあることを考慮したものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

＜政策保有株式に関する方針について＞

当社は、事業の継続と中長期的な企業価値向上を目的として、事業戦略上の重要性や取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策的に必要と判断した株式については保有する方針であります。

なお、保有する株式については、株式保有先との取引状況及びリターンとリスクを踏まえた経済合理性等、中長期的に当社グループの経営に資するものであるかを取締役会で総合的に検証し、保有する必要が認められないと判断した場合には、当該株式の売却を検討してまいります。

＜政策保有株式に係る議決権行使基準について＞

当社は、政策保有株式の議決権について、発行会社の経営方針を尊重した上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるものか否かを総合的に判断して行使しております。これにより、当社の企業価値及び株主並びに投資家の皆様の中長期的な利益に繋がるものと考えております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会での審議・決議・報告を要することとしております。また、子会社の取締役が同様の取引を行う場合においても、当社の規則である「パイロットグループ会社管理規定」に基づき、当社の取締役会決議による事前承認を要することとしております。

当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を1年に1回調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認して、開示対象となる取引がある場合は開示を行うこととしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)について

当社は、企業理念として社是を掲げております。

当社は本社是に則り、創業以来、経営戦略、経営計画を立案、推進しております。

社是については、当社ホームページに掲載しております。

＜<http://www.pilot.co.jp/company/philosophy/>>

経営戦略、経営計画について

当社は、2016年から2018年までの3ヶ年の中期経営計画を実施しております。

その概要は、決算短信及び当社ホームページに掲載しております。

＜<http://www.pilot.co.jp/company/ir/cat1/>>

(2) コーポレートガバナンスに関する「基本的な考え方」については、本報告書1ページ「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続については、本報告書7ページ「Ⅱ. 1. 機関構成・組織運営」に係る事項「取締役報酬関係」に記載しております。

(4) 当社は、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としております。この方針に基づき、取締役社長が取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。

また、監査役の選任については、取締役社長が候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社は、取締役会の意思決定の範囲を、「法令」ならびに「定款」にて定める事項のほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規則」に決議事項を定めて運用しております。

取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、「法令」、「定款」及び「取締役会規則」等に記載する事項以外の業務執行の意思決定を、当社が導入している執行役員制度における「経営執行会議」及び「執行役員」に委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役の職務執行の監督機能強化と取締役会における議論のさらなる活性化を目的として、下記【原則4-9】に定めております「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に基づき、独立社外取締役を2名選任しております。また、2名とも東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

1. 当社の定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

(1) 当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者

(2) 当社グループを主要な取引先とする者(当社グループに対して製品もしくはサービスを提供する者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先)又はその業務執行者

(3) 当社の主要な取引先(当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先)又はその業務執行者

(4) 当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、又は年間1億円以上を得ている法人に属する者

(5) 当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者

(6) 当社の大株主(総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者

(7) 当社グループが総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社の業務執行者

(8) 最近5年間において、上記(1)～(7)のいずれかに該当していた者

(9) 上記(1)～(8)に該当する者(業務執行者については、取締役、執行役員、執行役員、部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合に限る)の、配偶者又は二親等以内の親族もしくは同居の親族

(10) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)～(9)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

2. 独立社外取締役の資質について

独立社外取締役の資質については、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

1. 当社の取締役会全体の能力のバランス、多様性及び規模、選任方針等に関する詳細については、本報告書7ページ「Ⅱ. 2. 1. 取締役会の概要・構成」に記載のとおりです。

2. 取締役の選任方針に関する考え方については、上記「原則3-1 情報開示の充実(4)」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役及び監査役が他の上場会社役員を兼任する場合には、取締役会決議が必要である旨を「取締役会規則」に定めております。なお、現在の兼任状況については、招集通知(株主総会参考書類)や有価証券報告書に記載するとともに、当社ホームページに掲載しております。<<http://www.pilot.co.jp/company/ir/library/>>

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が期待されている役割や責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会及び情報提供、支援を適宜実施しております。また、新任の社外取締役・社外監査役に対しては、当社の主要事業所や工場、子会社の見学及び当社グループの事業・財務状況・組織等の状況を説明し、当社グループについての知識、理解を深めていただく機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、株主及び機関投資家との建設的な対話を行うことを基本方針としております。

(2)IR活動

当社は、株主及び機関投資家との対話について、総務担当役員を統括責任者として総務部長が窓口となり、株主の希望を確認の上、ご要望に答えられる範囲内で関係部門と連携して対応しております。

(3)個別面談以外の対話の手段充実に関する取り組み

当社は、招集通知の日本語版及び英訳版を作成し、当社ホームページへ掲載しております。

株主総会では、プロのナレーターを採用した事業報告のビジュアル化を行う等、株主の皆様に分かりやすい説明と開かれた株主総会の運営に努めております。

会社案内は、日本語版及び英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。

<<http://www.pilot.co.jp/company/history/>>

株主通信は、日本語版及び英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。

<http://www.pilot.co.jp/company/ir/library/index.html#lib_kabutsu>

(4)取締役会へのフィードバック

当社は、対話に基づいて得られた株主及び機関投資家からのご意見等については、総務部長を通じて取締役会に報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、株主・機関投資家との対話を行う場合には複数名で対応すると共に、株主平等の原則に基づき開示資料の範囲内で説明しております。

なお、四半期毎の決算日から決算発表日までの間は、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」としております。

(6)株主構成の把握対応について

当社は、原則として1年間に2回(毎年6月末及び12月末時点)の実質株主判明調査を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE KO HONG MYONG	8,710,600	18.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,163,400	4.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,718,600	3.67
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,602,000	3.42
朝日生命保険相互会社	1,134,000	2.42
パイロットグループ従業員持株会	1,104,600	2.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,400	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	986,200	2.10
松竹株式会社	972,000	2.07
第一生命保険株式会社	900,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 所有株式の割合は、自己株式(942株)を控除して算定しております。

2. 「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE KO HONG MYONG」は、高 洪明(KO HONG MYONG)氏個人の名義人であり、

また、高 洪明(KO HONG MYONG)氏は平成28年5月15日に逝去されましたが、平成28年12月31日現在、名義変更手続きが未了のため、株主名簿上の名義に基づき記載しております。

なお、平成29年2月17日で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書及び平成29年3月9日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、遺産分割協議が整ったことにより、高 錫珠氏及び高 錫子氏が平成28年11月25日現在で当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

12月

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中早苗(本名:菊川早苗)	弁護士													
升田晋造	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中早苗(本名:菊川早苗)	○	—	<p>弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等としての豊富な知識と経験及び幅広い見識をもって、平成27年より当社の社外取締役として適切な助言を頂いており、引き続き、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献を期待しております。</p> <p>また、経営と業務執行の監督機能に必要とされる高度な専門性に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しました。</p>
升田晋造	○	—	<p>民間企業における豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対し、様々な視点より適切な提言や助言を頂くことを期待しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利</p>

益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の数 4名

監査役の数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期毎に1回の定期的な打ち合わせを、また必要に応じて随時の打ち合わせを行い、監査業務全般に関する情報交換を行っております。内部監査部門(内部統制室)は、定期的に必要報告を監査役に行うとともに、監査役及び会計監査人と必要に応じて情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽宏己	公認会計士													
板澤幸雄	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽宏己	○	—	公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計の専門家立場から、その専門性を活かした、客観的・積極的かつ公正な監査を期待しております。 また、経営と業務執行の監督機能に必要とされる高度な専門性に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれ無いと判断して、独立役員に指定しました。
板澤幸雄	○	—	弁護士及び事業法人の社外監査役等として、その豊富な知識と経験並びに幅広い見識を活

		<p>かした客観的・積極的かつ公正な監査を期待しております。</p> <p>また、経営と業務執行の監督機能に必要なとされる高度な専門性に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に指定しました。</p>
--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

前回実施したストックオプションは、平成21年6月30日をもって終了しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額 162百万円(うち社外取締役 6百万円)
(注)第15期(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)の実績であります。
有価証券報告書及び事業報告において開示されており、その内容は当社ホームページ(<http://www.pilot.co.jp/>)に掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役の報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と毎期の業績を勘案した「期末賞与」で構成されております。その内、基本報酬については、役員個々の職務と責任に応じて役員報酬基準表をもとに算出しております。「期末賞与」については、会社の業績及び各役員の貢献度等が勘案され、取締役会の決議により決定しております。

また、中長期的な成長が経営陣のインセンティブに働くことを目的として、役員持株会制度を導入しております。

当社の取締役の報酬については、平成19年3月29日開催の第5期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額216百万円以内(ただし使用人給与分は含まない)と決議いただいております。

当社は、これまで中長期的な業績に連動する報酬を採用しておりませんが、今後は、当社にふさわしい役員報酬のあり方を検討してまいります。

なお、役員退職慰労金制度については、平成27年3月27日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対する社内窓口は秘書室が担当し、取締役会及び経営執行会議に付議される事項について事前に資料を送付するとともに、その内容について、必要に応じて事前に説明を行います。

また、社外監査役に対する窓口は常勤監査役が担当し、監査役監査に有用と判断される事項について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会の概要・構成
取締役会は社外取締役2名を含む7名で構成され、定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会では、当社の経営の基本方針その他重要事項の審議、決定を行うとともに、執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を

行っております。

また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

2. 監査役会の概要・構成

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、そのうち2名は常勤監査役です。

各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

3. 経営執行会議の概要・構成

経営執行会議は業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、執行役員を兼務する取締役と、業務執行を担当する執行役員を構成員とする経営執行会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。

4. 部長会の概要・構成

部長会は執行役員を兼務する取締役と執行役員、各部門責任者が出席して、経営全般にわたる必要事項の連絡・意見調整及び状況・課題認識の共有化を図っております。

5. 内部監査及び監査役監査の概要・状況

当社は、内部統制室を設置して専属の室員(5名)を配置し、財務報告プロセスに係る内部統制の評価及び監査の基準並びに実施基準に従い整備した内部統制を含む全般的な内部統制体制について内部監査を実施しております。内部統制室は、当社グループの組織、制度、業務等が、経営方針、各種法令及び諸規定に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正や誤謬の防止、正確な管理情報伝達、資産の保全、業務活動の改善向上等をはかり、経営効率の増進に資することを使命としております。

また、監査役監査につきましては、当社は監査役制度を採用しており、監査役は4名であります。うち半数の2名が社外監査役であり、独立性が確保されるとともに、1名が弁護士、1名が公認会計士及び税理士であり、法律、税務及び会計に関する豊富な知見を有しております。両者の専門性を活かした監査業務を行うことにより、監査の客観性・積極性・公正性の向上が図られております。監査役は、「監査役会規則」に基づき取締役会及び経営執行会議に出席し、業務執行の状況や財産状態の調査及び経営の監査を充実させるとともに、必要に応じて意見を述べる等、監査役としての機能を十分に果たしております。

内部統制室並びに監査役は、会計監査人と必要に応じて情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

6. 会計監査の概要・状況

当社は会計監査人として、明治アーク監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。平成28年度において、当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下のとおりであります。また、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

明治アーク監査法人 指定社員 業務執行社員 米倉礼二

明治アーク監査法人 指定社員 業務執行社員 森岡宏之

なお、継続監査年数はいずれも7年以内であります。また、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士17名、公認会計士試験合格者7名、その他4名であります。

7. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役2名と社外監査役2名を選任しております。

当社と当該社外取締役及び各社外監査役の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当該社外取締役及び各社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

当社の社外取締役は、重要案件について担当取締役から事前に説明を受け、当社グループ経営の課題を掌握し、更に、監査役と意見交換を諮り、定期的に取締役会及び監査役会に出席の上、必要に応じて意見表明をしております。社外監査役は、定期的に取締役会及び監査役会に出席し、その専門知識と豊富な経験により、取締役会の業務執行を監査すると共に、必要に応じて意見表明をしております。

社外取締役田中早苗氏は、弁護士であり、法律事務所の代表及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等としての、豊富な知識と経験、幅広い見識を当社の経営に活かすと共に、経営の監督機能を高めております。

社外取締役伊田晋造氏は、平成29年3月30日開催の定時株主総会において選任された社外取締役のため、当事業年度における活動実績はありません。

社外監査役丹羽宏己氏は、公認会計士及び税理士であり、税務、会計の各分野における豊富な経験と見識により、取締役の意思決定、業務執行の適法性について監査を担っており、適宜有益な助言をいただくとともに、独立した立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性を高めています。

社外監査役板澤幸雄氏は、弁護士であり、事業法人の社外監査役等として、豊富な経験と見識に裏付けされた客観的かつ中立的な視点から、取締役の意思決定、業務執行の適法性について監査を担っており、適宜有益な助言を受けるとともに、独立した立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性を高めております。

当社は、本報告書2ページ【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】に記載のとおり、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定めております。

また、社外監査役の選任についても同様の基準を採用して選任しております。なお、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できる十分な独立性が確保出来ることを前提に、社外取締役には、弁護士及び事業法人の社外取締役としての立場から、その豊富な知識と経験並びに幅広い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営の監督機能としての役割を期待して選任しております。

また、社外監査役には、上記と同様の前提のもと、公認会計士又は弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な視点から監査を実施していただける方を選任しております。

以上のことから、当社は外部からの経営の監視体制が整っていると考えており、このような体制を採用しております。

また、上記「Ⅱ. 5. 内部監査及び監査役監査の概要・状況」に記載のとおり、当社の社外監査役は、会計監査人、内部統制室とも定期的に情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

さらに、当社の社外取締役は、監査役からの監査報告や内部統制室からの内部監査の報告、内部統制の整備、運用状況等に関する報告を受けることにより、監督の実効性の向上を図っております。

8. 社外取締役の責任限定契約の状況

当社は、社外取締役が期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項所定の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

9. 社外監査役の責任限定契約の状況

当社は、社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項所定の最低責任限度額を限度として

て、その責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

10. その他の状況

法的な判断を要する案件については、複数の顧問弁護士に助言及び指導を適宜依頼しております。

また、通常の会計監査に加えて、会計上、経営上の判断を要する案件については会計監査人の意見を伺っております。

当社と顧問弁護士及び会計監査人との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、取締役会に加え、執行役員を兼務する取締役と、業務を担当する執行役員を構成員とする経営執行会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。

また、当社は、平成29年3月30日開催の定時株主総会で選任された社外取締役(独立役員)を加え、取締役会並びに監査役会、内部統制室及び会計監査人の連携により、透明性の高いコーポレートガバナンス体制の維持、強化に向けて、現在の体制を採用いたしております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第15期定時株主総会(平成29年3月30日開催)を開催するにあたり、法定期限より2日早い、平成29年3月13日に招集通知を発送しました。また、発送日の前営業日となる3月10日に、PDFファイルを東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第15期定時株主総会(平成29年3月30日開催)を開催するにあたり、狭義の招集通知及び事業報告等の英訳版を作成し、発送日の前営業日(3月10日)にPDFファイルを東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、英文招集通知、有価証券報告書、四半期報告書、その他適時開示資料、株主通信、Annual Report(株主通信英語抄訳)、会社案内、英文会社案内等は、当社ホームページに掲載しております。 < http://www.pilot.co.jp/company/ir/library/ >	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	
その他	機関投資家からの問合せに対し、ご要望に応えられる範囲で個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>地球環境保全に取り組むため「環境理念」と「環境指針」を定め、当社グループの事業所におけるISO14001の認証の取得を進めるとともに、エコマーク対象商品・グリーン購入法適合商品・GPN(グリーン購入ネットワーク)データベース登録商品等、環境配慮商品の開発に積極的に取り組んでおります。</p> <p>なお環境配慮商品は、“BEGREEN(ビグリーン)”という世界統一ブランドにより、全世界において普及促進を図っております。</p> <p>環境に対する取り組みは、当社ホームページに掲載しております。 <http://www.pilot.co.jp/products/pen/eco/></p> <p>平成27年1月平塚事業所(神奈川県平塚市)の敷地内に、「蒔絵工房 NAMIKI」を開設し、蒔絵万年筆や当社歴代ポスターなど、漆芸品を中心に約100点の資料を展示しております。(入場無料、要予約 TEL:0463-35-7069)</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で内部統制基本方針を決議し、整備を進めております。なお、内部統制基本方針の概要は次のとおりであります。

1. 取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社の取締役及び執行役員その他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、職務執行におけるコンプライアンス(法令遵守)体制と企業倫理の確立に向けて、更にその強化推進を図り規定類を定期的に見直します。
(2) 当社は、本内部統制基本方針に従い、内部統制部門及び総務部が連携してコンプライアンスの状況を監査します。
(3) 当社は、コンプライアンス上の問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。
また、通報者のプライバシーに配慮する等、通報者が通報を理由に不利益が生じないように徹底する旨を「コンプライアンス基本規定」に定め、その旨を従業員に周知徹底します。
(4) 内部統制部門は、これらの活動を定期的に取り締り会及び監査役会に報告します。
(5) 総務部は、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、関係部門と連携して社員教育を行います。
2. 取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社は、「情報リスク管理細則」及び付帯する関連マニュアルに従い、取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体(以下、文書等といいます。)に記録し、保存します。
(2) 取締役及び執行役員その他の使用人は、「情報リスク管理細則」や関連する「文書取扱いマニュアル」等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) 当社は、「経営リスク管理規定」並びに付帯する規定、細則及びマニュアルに従い、同規定に定義される経営リスク(コンプライアンス、環境、災害、品質、株式の買い占め、情報セキュリティ等を含むがこれらに限りません。)等の経営上の重要事項に係るリスクに対応します。
また、必要に応じて、関連する細則やマニュアル等の社内ルールを作成・改定・配布し、社員教育を実施します。
(2) 経営リスク管理責任者は、総務部担当役員とします。
(3) 新たに経営リスクが発生したときは、「経営リスク管理規定」に従い、必要に応じて直ちに対策本部を設置の上、対策本部が把握した経営リスクの内容及び対策について、取締役会に報告します。
(4) 組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営リスク管理責任者の指示に従い、総務部が行いません。
4. 取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役及び執行役員その他の使用人が共有する全社的な目標を定めます。
(2) 取締役会は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な業務の効率化が実現できるシステムを構築します。
(3) 取締役は、当社の定める「取締役会規則」に従い、コーポレート・ガバナンスに関する役割、責務を十分に果たし得るような体制を整えます。
(4) 執行役員は、当社の定める「執行役員規定」に従い、責任の明確化を図るとともに、代表取締役社長の指示・命令のもと誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行いません。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、当社及び子会社の事業に関して責任を負う取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規定」「パイロットグループ行動規範」「経営リスク管理規定」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えます。
また、当社の定める「パイロットグループ会社管理規定」に従い、子会社の業務執行に係る重要事項を当社取締役会決議による事前承認事項として定めるとともに、月次の決算報告、市況報告及び四半期の財務報告等、職務執行に係る子会社の取締役から当社への報告を義務付けます。
また、子会社にとって緊急の処理を要する場合には、取締役会の事後承認を得ることも定めます。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制は、当社が定める「経営リスク管理規定」を参考に、各子会社が現地法令及び在外子会社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。
また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規定」に従い、子会社からの報告を義務付けます。
当社は、子会社から報告を受けたリスクに応じて関係部門で当該リスクの発生の可能性及び影響度を分析し、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、重点的に対策を講じるべきか判断します。
(3) 当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制として、当社の経営理念、経営の基本方針及び経営計画等をグループで共有化した上で、各子会社は目標を定めます。
当社取締役会は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。
「パイロットグループ会社管理規定」において子会社の義務を定め、当該規定を踏まえて構築したコーポレート・ガバナンスに基づく経営を推進します。また、子会社の歴史及び経営風土等を考慮し、パイロットグループの企業価値を向上させるための健全かつ積極的な事業活動の範囲において経営の独自性を尊重するよう努めます。
(4) 当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、グループ全体に適用される「パイロットグループ会社管理規定」「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」において、法令の遵守はもとより重要な社内規則等の趣旨を理解し、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを定めます。
当社は、これらの規定に従い、これらの子会社に周知するよう努めます。内部統制部門は、本内部統制基本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行いません。「パイロットグループ会社管理規定」において、子会社は当社による内部監査の実施に協力することを定めます。
また、海外の子会社については、当該国の法令や慣習の違い等を勘案しながら、適切な方法により体制の整備に努めます。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、監査役職務を補助すべき使用人の、取締役、執行役員等からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
(1) 監査役を補助すべき使用人の配置の必要性が生じた場合、当社の定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、当該使用人の配置について監査役会との協議を行い同意を得た上で取締役会で決定します。
(2) 当該使用人は、取締役、執行役員等から、その職務の内容に関する指揮命令を受けません。
7. 取締役、執行役員又は使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役、執行役員又は使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。
また、監査役は必要に応じて、取締役、執行役員又は使用人に対して報告を求めることができます。
(2) 子会社の取締役、執行役員又は使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況等の内容を報告します。
また、監査役は必要に応じて、子会社の取締役等に対して報告を求めることができます。
(3) 当社は、報告者が報告したことを理由に「解雇」「降格」「配置転換」「差別」等の不利益が生じないようにします。
(4) 監査役職務の執行において生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務処理は、「監査

役員規則」に基づき監査方針を決定し生じる監査費用等を予算化します。その処理は経理部門において確認し、速やかに当該費用又は債務を処理します。

8. 監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)当社は、監査役会と代表取締役社長をはじめとする役付取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定します。

(2)当社は、社外監査役への必要な情報提供とその独立性に配慮します。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社の定める「パイロットグループ会社経理規定」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの反社会的勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

11. 内部統制基本方針の見直し

当社は、必要に応じて、本内部統制基本方針を見直すものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、前項10. に記載のとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその他の団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの反社会勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応し、一切関わらない事を「パイロットグループ行動規範」に定めております。

(2)当社は、総務部を反社会的勢力対応統括部署とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するとともに、所轄警察署と定期的な情報交換を実施する等、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成20年2月25日開催の当社取締役会において、下記1.の基本方針を決定しております。当社は、かかる方針を踏まえ、下記2.記載の各取組みを実施しております。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様との利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様との利益の確保・向上のための相応な措置を講じること、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とします。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1)当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループ全体の企業価値及び株主の皆様との利益の更なる確保及び向上を目指して、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「顧客主義」に立脚した新しい製商品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

とりわけ、当社グループの基幹である筆記具事業において、コスト競争力と技術開発力の向上を目的に生産拠点の再編を進めるとともに、グループ内の開発資源を集約することにより効率的かつスピード感のある商品開発が可能な体制を構築してまいりました。

当社グループは、今後も開発拠点の更なる充実を図り、市場が求める高品質・高付加価値商品をつつと発信できる体制を固めるとともに、インドネシア、ブラジル等の海外生産拠点での現地生産能力を強化し、当社グループ製品の品質とブランドを世界各国において浸透・定着させるべく、新興国市場でのシェア向上を実現してまいります。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年3月28日開催の当社第6期定時株主総会において、株主の皆様へ、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をご承認いただきこれを導入し、平成23年3月30日開催の当社第9期定時株主総会において、従来の内容を一部改めた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続する事をご承認いただきました。さらに、当社は、平成26年3月28日開催の当社第12期定時株主総会において、株主の皆様へ、情勢変化等を踏まえその内容を一部改めた上で継続することをご承認いただき(以下、継続後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を「旧プラン」といいます。)、旧プランを定めております。

旧プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様との利益の確保・向上を目的として導入されたものです。

旧プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年2月24日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。(参考URL <http://www.pilot.co.jp/company/ir/library/>)

なお、当社は、旧プランが平成29年3月30日開催の当社第15期定時株主総会の終結の時をもって終了することを受け、平成29年2月13日開催の当社取締役会において、基本方針に基づき、情勢変化等を踏まえ内容を一部改めた上で更新することを決議し、当社の第15期定時株主総会において、株主の皆様へ、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新の件」をご承認いただきました(以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。)。本プランの詳細につきましても、上記の当社ホームページをご覧ください。

3. 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2.(1)記載の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値及び株主の皆様との利益を高めるための具体的な方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、上記2.(2)記載のとおり、当社の企業価値及び株主の皆様との利益の確保・向上を目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。

さらに、(イ)本プランは、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様へ適切な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ロ)本プランの導入については当社第15期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、また、毎定時株主総会における当社取締役の選任を通じて本プランを廃止するか否かについての株主の皆様のご意思が確認される点で、本プランの導入及び存続について株主の皆様のご意思を重視していること、(ハ)取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者の立場にある専門家の助言を得るものとしていること、(ニ)本プランに基づく対抗措置の発動等の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等をする場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること、(ホ)本プランは、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではなく、また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもないことから、当社取締役会は、本プランが、当社の企業価値及び株主の皆様との利益を損ない、又は当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社は、当社グループ会社を横断的に統括するために連結管理室を設置し、当社グループにおける決算情報を含む重要情報を一元的に集約・管理する体制を構築いたしております。

適時開示担当部門である総務部は、経営企画室、連結管理室、経理部並びにその他社内関係部門と連携しつつ、必要に応じて社外の専門家に事前の相談を行った上、当社グループにおける決定事実・発生事実が、東京証券取引所の定める適時開示規則による開示事項に該当するかどうかを確認するとともに、該当しない情報についても、投資家の投資判断に資すること大であると判断した場合には、積極的な情報開示を行います。また、情報取扱責任者を適時開示担当部門管掌取締役とし、適時開示における責任者として最終判断を行っております。

2. 情報の適時開示にあたっては、適正性及び公平性を確保するために、東京証券取引所の提供する情報開示システムであるTDnetを通じて開示を行うとともに、遅滞なく当社ホームページに掲載し、幅広い周知に努めております。

また、必要に応じて記者クラブにおいて記者会見を行う等、情報提供の正確性及び適正性の向上を図っております。

